熊本市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

制定　平成１９年　４月　１日健康福祉局長決裁
追認　令和　８年１０月　４日市長決裁

改正　平成１９年　７月　１日健康福祉局長決裁
平成２０年　４月　１日健康福祉局長決裁
平成２０年　７月　１日健康福祉局長決裁
平成２２年　４月　１日健康福祉局長決裁
平成２２年　８月　１日障がい保健福祉課長決裁
平成２２年　９月２８日障がい保健福祉課長決裁
平成２４年　４月　１日健康福祉子ども局長決裁
平成２４年　８月３１日障がい保健福祉課長決裁
平成２５年　３月２８日健康福祉子ども局長決裁
平成２５年　８月２８日障がい保健福祉課長決裁
平成２６年　３月３１日健康福祉子ども局長決裁
平成２７年　１月　１日健康福祉子ども局長決裁
平成２７年　３月２７日健康福祉子ども局長決裁
平成２７年　６月１９日障がい保健福祉課長決裁
平成２８年　３月３０日健康福祉子ども局長決裁
平成２９年　３月２９日健康福祉子ども局長決裁
令和　元年　７月３１日健康福祉局長決
令和　３年　３月１２日健康福祉局長決裁
令和　５年　３月２７日健康福祉局長決裁
令和　５年　４月　１日障がい福祉課長決裁
令和　８年　３月３０日健康福祉局長決裁
令和　８年　８月１０日健康福祉局長決裁
令和　８年１０月　４日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、在宅の重度の障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）（以下「障害者総合支援法」という。）第４条第１項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第２項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下「重度障害者」という。）の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付するのに必要な事項を定めるものとする。

２　この要綱に規定する熊本市重度障害者日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法第７７条第１項第６号に規定する地域生活支援事業とする。

（対象者及び種目）

第２条　給付の対象となる用具の種目は、別表１及び別表２の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の障害及び程度の欄に掲げる重度障害者とする。ただし、当該給付申請に係る重度障害者及びその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、給付の申請のあった月の属する年度（給付の申請のあった月が４月から６月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとする。）の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第５条の４第６項その他の厚生労働省で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が４６万円以上であるときは、この限りでない。

２　前項の給付を行う用具は、障害者総合支援法第７７条第１項第６号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成１８年厚生労働省告示第５２９号）に規定する用具とする。

（給付の依頼）

第３条　市長は、用具の給付を用具の製作又は販売を行う事業者（以下「業者」という。）に依頼して行うものと

する。

（給付の申請）

第４条　用具の給付を受けようとする重度障害者（障害児にあっては、その保護者）は、日常生活用具給付申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

２　重度障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「難病患者等」という。）にあっては、医師の意見書を申請書に添付しなければならない。

（再給付）

第５条　既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付は、次の項目のいずれかに該当する場合に行うことができる。なお、項目内の耐用年数とは別表１に規定する期間を指すものとする。

事象	耐用年数経過前	耐用年数経過後
⑴毀損後、修理不能	修理不能証明書により修理不能と認められる場合	現物確認または聞き取り等により修理不能と認められる場合
⑵毀損後、修理可	修理見積書により再給付の方が部品の交換よりも合理的と認められる場合	聞き取り等により再給付の方が部品の交換よりも合理的と認められる場合
⑶障がい程度の変動による使用困難	用具の使用が困難であることを証明する医師の意見書により障がい程度の変動に伴って使用困難と認められる場合	現物確認または聞き取り等により障がい程度の変動に伴って使用困難と認められる場合
⑷成長による使用困難	現物確認または聞き取り等により成長に伴って身体に合わなくなったと認められる場合	
⑸災害による滅失・毀損	り災証明書またはその他証明書等により再給付が必要と認められる場合（本市に住民票を異動する前に本市以外の市町村で給付された用具の再給付を含む。ただし、本市で給付対象としている用具の品目に限る。）	
⑹その他	特別な事由により認められる場合	

（決定及び却下）

第６条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、調査書（様式第２号）を作成し、給付の適否について決定するものとする。

２　市長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第３号）及び日常生活用具給付券（様式第４号）を申請者に、日常生活用具給付依頼通知書（様式第５号）を第３条の依頼を受けた業者（以下「依頼業者」という。）に交付するものとする。

３　市長は、用具の給付の申請を却下することを決定したときは、却下決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第７条　用具（点字図書を除く。）の給付を受けた重度障害者（障害児にあっては、その保護者）は、用具の提供を受ける際に、別表３に定める基準額（現に当該用具の給付に要した費用の額が基準額を下回るときは、当該現に用具の給付に要した費用の額とする。次条において同じ。）の百分の十に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を依頼業者に支払わなければならない。

２　利用者負担額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第４３条の３に規定する補装具費の例による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

３　市長は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された第２条第１項に規定する災害が本市の区域内において発生し、同条第１項及び第２項に規定する利用者負担額を支払うことが困難であると認められる者に対しては、災害救助法第２条第１項に規定する災害に係る療養介護医療費、自立支援医療費、補装具費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の利用者負担額減免要綱第２条第２項の規定を準用し、利用者負担額の支払いを求めないことができる。

（費用の請求）

第８条　依頼業者が市長に請求することができる額は、前条に規定する基準額から利用者負担額を控除した額とする。

（費用の請求等の特例）

第９条　第６条第２項に規定する用具の給付決定後、対象者の死亡その他の理由により対象者に用具を納品できないと市長が認める場合は、前２条の規定にかかわらず、依頼業者は、用具を市長に納品し、当該用具に係る額（基準額と基準額を超える額の合算額をいう。）を請求することができる。

（埋込型人工咽頭用人工鼻及び排泄管理支援用具の一括給付）

第１０条　市長は、申請者の申請手続の利便を考慮し、埋込型人工咽頭用人工鼻（人工鼻カセット接続器具、接続器具、皮膚の接着剤、剥離剤を含む）及び排泄管理支援用具（洗腸装具、収尿器を除く。）について、別表３に定める基準額（月額）の範囲内で６か月分を上限として、日常生活用具給付券１枚に記載して給付できるものとする。

（暗所視支援眼鏡の給付）

第１１条　市長は、暗所視支援眼鏡の申請を受け付けた場合、日常生活用具意見書（暗所視支援眼鏡用）（様式第７号）により審査の上、給付の可否を決定するものとする。

（点字図書の給付）

第１２条　点字図書の給付に関する事項は、熊本市点字図書給付事業実施要綱により行うものとする。

（居宅生活動作補助用具の給付）

第１３条　居宅生活動作補助用具の給付に関する事項は、熊本市在宅重度障害者日常生活用具居宅生活動作補助用具給付事業実施要綱により行うものとする。

（給付台帳の整備）

第１４条　市長は、用具の給付の状況を明確にするために、台帳を整備するものとする。

（雑則）

第１５条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（要綱の廃止）

２　熊本市重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱及び熊本市重度障害児・者日常生活用具給付等実施要綱（以下「旧要綱」と総称する。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行日において、旧要綱の規定により日常生活用具の給付の決定を受けていた者に係る同要綱の規定の適用については、施行日以後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年９月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年８月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年８月２８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年１月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年８月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年８月１０日から施行し、令和８年７月２８日から適用する。
附　則
この要綱は、令和８年１０月４日から施行し、令和８年７月２８日から適用する。

別表１（第２条関係）

種目	品　目	障害及び程度	性　能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年
	特殊マット	①　下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として３歳以上の者 ②　児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、原則として３歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として３歳以上の者	重度障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	重度障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	５年
介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上で、原則として３歳以上の者	介護者が重度障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で、原則として３歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	５年

	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者・児であって、入浴に介助を必要とする、原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、重度障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	８年
	頭部保護帽	① 平衡機能若しくは下肢又は体幹機能障害者 ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び精神障害２級以上で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの Ａ　スポンジ、革を主材料に製作 Ｂ　スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	３年
	Ｔ字状・棒状のつえ	平衡機能若しくは下肢又は体幹機能障害者で杖により歩行機能が補完されるもの	歩行時に身体を支え、安定させるために用いるもので、重度障害者が容易に使用し得るもの	３年
	移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として３歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア　重度障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年

自立生活支援用具	特殊便器	① 上肢障害２級以上で、原則として学齢児以上の者 ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	火災警報器	① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年

自立生活支援用具	自動消火器	① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年
	電磁調理器	① 視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）で、１８歳以上の者 ② 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、１８歳以上の者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	６年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	１０年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）で、１８歳以上の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者で必要と認められる、原則として学齢児以上の者	重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳の交付を受けた者で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	重度障害者が容易に使用し得るもの	１０年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯）で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	５年
	視覚障害者用血圧計	視覚障害者２級以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯）の原則として４０歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上（単身世帯及びこれに準ずる世帯）で、１８歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害３級以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	携帯型家庭用機械弁モニタリング	心臓機能障害１級で、弁置換術を受けている者	機械弁への血栓付着や機能悪化を確認でき、重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	在宅人工呼吸器使用者非常用電源	次のいずれかに該当し、在宅で人工呼吸器を使用する者 ①呼吸機能障害３級以上 ②心臓機能障害３級以上 ③同程度の障害	次のいずれかに該当する製品 ・正弦波インバーター発電機 ・蓄電池 ・使用している各種人工呼吸器の専用外部バッテリー（専用スタンド含む）	５年

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	情報・通信支援用具	重度（１級又は２級）の視覚障害者又は上肢不自由者	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	－
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上で必要と認められる、学齢児以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年
	点字器	視覚障害者又は視覚障害児	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具。点筆を含むもの 標準型 Ａ　３２マス１８行、両面書真鍮板製 Ｂ　３２マス１８行、両面書プラスチック製 携帯用 Ａ　３２マス４行、片面書アルミニューム製 Ｂ　３２マス１２行、片面書プラスチック製	標準型 ７年 携帯用 ５年
	点字タイプライター	視覚障害２級以上で、（原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者）	視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	５年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	６年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの	６年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者又は視覚障害児で、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又はその内容を音声で読み上げるもの	８年
	暗所視支援眼鏡	原則として学齢児以上の視覚障害者又は視覚障害児であって、医師の意見書で有用性が認められる者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの。	８年

	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上で、学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	１０年

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者若しくは聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上の者	音声の代わりに文字等により通信が可能でＦＡＸ機能を主とした機器であって、重度障害者が容易に使用し得るもの	５年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者又は聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者又は聴覚障害児が容易に使用し得るもの	６年
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害 2 級以上で単身世帯、またはこれに準ずる世帯	地上デジタルテレビ放送を受信する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年
	人工喉頭	音声機能障害者又は音声機能障害児	喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具で、重度障害者が容易に使用し得るもの	笛式 ４年 電動式 ５年
	埋込型人工咽頭用人工鼻	音声機能障害者又は音声機能障害児であって、常時埋込型の人工咽頭を使用する者	呼気を加温・加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの （人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤。剥離剤を含む）	－
	人工内耳用電池	聴覚障害者又は聴覚障害児	人工内耳装用者が、そのために使用するもの	－
	点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者又は視覚障害児	点字により作成された図書	－

排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害の者	大腸の切除等により人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）で、重度障害者が容易に使用し得るもの	－
排泄管理支援用具	紙おむつ等	３歳以上であって次のいずれかに該当する者 ① 皮膚の状態によりストマ用装具が装着出来ない者並びに先天性疾患に起因する神経障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便・排尿機能障害のある者 ② 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害の者	紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）で重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	－
	洗腸装具		洗腸装具で重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	６ヶ月
	収尿器	脊髄損傷等により排尿が困難な者	排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための用具で、重度障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	１年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で、障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者）で、学齢児以上の者	重度障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	－

（注）１　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

２　聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

３　視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に視覚障害者用テープレコーダーの給付を受け、給付より２年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

別表２（第２条関係）難病患者等関係

種目	品　目	障害及び程度	性　能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年
	特殊マット	寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年
	特殊尿器	自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年
	体位変換器	寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	便器	常時介護を要する難病患者等	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	８年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア　難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	特殊便器	上肢機能に障害のある難病患者等	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	８年

在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸機能に障害のある難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年
	電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある難病患者等	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	５年
	在宅人工呼吸器使用者非常用電源	呼吸機能もしくは心臓機能等に障害のある難病患者等であって、在宅で人工呼吸器を使用する者	次のいずれかに該当する製品 ・正弦波インバーター発電機 ・蓄電池 ・使用している各種人工呼吸器の専用外部バッテリー（専用スタンド含む）	５年
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡	原則、学齢児以上の難病患者等（夜盲又は視野狭窄の症状を有する者）であって、医師の意見書で有用性が認められる者	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの。	８年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	―

別表３（第７条関係）

日 常 生 活 用 具 の 基 準 額

種目	品 目 ・ 基 準 額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	１５４，０００円
	特殊マット	１９，６００円
	特殊尿器	６７，０００円
	入浴担架	８２，４００円
	体位変換器	１５，０００円
	移動用リフト	１５９，０００円
	訓練いす	３３，１００円
	訓練用ベッド	１５９，２００円
自立生活支援用具	入浴補助用具	９０，０００円
	便器	４，４５０円
	手すり	５，４００円
	頭部保護帽	
	Ａ　レディメイド	１２，１６０円
	オーダーメイド	１５，２００円
	Ｂ　レディメイド	２９，４００円
	オーダーメイド	３６，７５０円
	Ｔ字状・棒状のつえ	
	木材	２，２００円
	軽金属	３，０００円
	※　夜光材付とした場合は４１０円（全面夜光材付とした場合は１，２００円）増しとするもの。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は２６０円増しとするもの。	
	移動・移乗支援用具	６０，０００円
	特殊便器	１５１，２００円
	火災警報器	１５，５００円
	自動消火器	２８，７００円
	電磁調理器	４１，０００円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	７，０００円
	聴覚障害者用屋内信号装置	８７，４００円
	サウンドマスター	３６，１００円
	聴覚障害者用目覚時計	１５，３００円
	聴覚障害者用屋内信号灯	１７，８００円

種目	品 目 ・ 基 準 額	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	９８，８００円
	情報・通信支援用具	１００，０００円
	点字ディスプレイ	３８３，５００円
	点字器	
	標準型	
	Ａ　３２マス１８行、両面書真鍮板製	１０，４００円
	Ｂ　３２マス１８行、両面書プラスチック製	６，６００円
	携帯用	
	Ａ　３２マス４行、片面書アルミニューム製	７，２００円
	Ｂ　３２マス１２行、片面書プラスチック製	１，６５０円
	※　基準額は点筆を含むもの。	
	点字タイプライター	６３，１００円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機８５，０００円 再生専用機３５，０００円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	９９，８００円
	視覚障害者用拡大読書器	１９８，０００円
	暗所視支援眼鏡	３９５，０００円
	視覚障害者用時計	
	触読時計	１０，３００円
	音声時計	１３，３００円
	聴覚障害者用通信装置	３０，０００円
	聴覚障害者用情報受信装置	８８，９００円
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	２９，０００円
	人工喉頭	
	笛式	５，０００円
	電動式	７０，１００円
	※　笛式は気管カニューレ付とした場合は３，１００円増しとするもの。また、電動式は電池又は充電器を含むもの。	
	埋込型人工咽頭用人工鼻	２４，０００円
	＊基準額は月額であるもの	
	人工内耳用電池	（使い捨て/空気亜鉛電池/充電式/イヤーモールド）
	＊基準額は月額であるもの	２，０００円

種目	品　目　・　基　準　額		種目	品　目　・　基　準　額	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	５１，５００円	排泄管理支援用具	ストーマ装具	
	ネブライザー（吸入器）	３６，０００円		消化器系	８，９００円
	電気式たん吸引器	５６，４００円		尿路系	１１，７００円
	酸素ボンベ運搬車	１７，０００円		紙おむつ等（紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿）	１２，０００円
	視覚障害者用体温計（音声式）	９，０００円		※　基準額は１か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であるもの。	
	視覚障害者用血圧計	１３，５００円			
	視覚障害者用体重計	１８，０００円			
	動脈血中酸素飽和度測定器	５０，０００円			
	携帯型家庭用器械弁モニタリング	５０，０００円		洗腸装具	２４，０００円
	在宅人工呼吸器使用者非常用電源	１２０，０００円			
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	２００，０００円		収尿器	
				男性用　普通型	７，７００円
				男性用　簡易型	５，７００円
				女性用　普通型	８，５００円
				女性用　簡易型	５，９００円

様式第１号（第４条関係）

区　　分	生保・低１・低２・一般・一定以上
履　　歴	年　月　日・（　）ヶ月分
使用困難確認	□ 書類　□ 現物　□ 口頭

日常生活用具給付申請書

□	手帳確認済
□	介護確認済
□	履歴確認済
□	児童世帯確認済
□	別世帯の生計同一者確認済

熊本市長　（宛）　　（申請日）　年　月　日

（申請者）　住　所

氏　名

対象者との続柄

電　話　（　　）　－

下記のとおり日常生活用具の給付申請をいたします。

なお、日常生活用具の給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	住　所			
	フリガナ		生年月日	T・S H・R　年　月　日
	氏　名			

世帯状況	氏　名	続　柄	生年月日	氏　名	続　柄	生年月日

※別世帯であっても生計が同一であれば対象世帯員となりますのでご記入ください

障害者手帳 障害名	手帳番号	第　号	障害等級	（級）
	障害種別	身体（視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・その他） 知的　・　精神		
疾患名	（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づき厚生労働大臣が定める疾病名を記載のこと）			
介護保険制度状況	未申請・非該当・要支援１・要支援２・要介護１・要介護２・要介護３・要介護４・要介護５			
現在状況	在宅　・　入院・　入所	入院（所）施設名 退院（所）予定日　年　月　日予定		
特記事項				
給付を受ける日常生活用具名	種目	ストーマ装具（消化器系・尿路系）・紙おむつ等 その他（　　）		
	名称	（　　）		
希望する日常生活用具業者（ストーマ装具・紙おむつのみ）				
世帯課税状況	生活保護・市町村民税非課税・市町村民税課税			
申請者収入等	非課税収入（障害年金・遺族年金・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当）・老齢年金・給与所得・営業等・退職所得・収入なし・その他（　　）			
生活保護への移行予防措置に関する認定	□	生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。		
備　考				

※太枠内を記入してください。また、申請者氏名欄に押印してください。

※対象者が１８歳未満の場合、申請者欄には保護者氏名等を記入してください。

※「特記事項」欄には、同一種目の再交付を希望する場合（ストマ用装具除く。）等に理由を記入してください。

様式第２号（第６条関係）

調　　査　　書

申請年月日		申請者氏名	

対象者	住　所			
	フリガナ 氏　名			
	生年月日		電　話	

世帯員の状況	氏　名	年齢	対象者との続柄	課税状況		備　考
				課税区分	市民税所得割	

非課税世帯	所　得	障害年金	手　当	合　計
	円	円	円	円

世帯区分	

基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
月額負担上限額		内）法定自己負担額　円	
円		内）超過額　円	

用具名	基準額	利用者負担	公費負担
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合　計	円	円	円

様式第３号（第６条関係）

発　第　　号
年　　月　　日

熊本市長

日常生活用具給付決定通知書

このことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">対象者</td><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2"></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">給付番号</td><td colspan="2"></td><td>給付決定日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">決定内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">日常生活用具業者</td><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">基準額</td><td>見積額</td><td colspan="2">自己負担額</td><td>公費負担額</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td>円</td><td colspan="2">円</td><td rowspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">月額負担上限額</td><td colspan="2">内）法定自己負担額　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td colspan="2">内）超過額　円</td></tr>
</table>

※ 日常生活用具業者と連絡を取り、日常生活用具の給付を受けてください。
※ 日常生活用具の引渡しを受けた場合は、日常生活用具業者に利用者負担額を支払ってください。
※ 基準額を超える差額は、自己負担になります。

様式第４号（第６条関係）

日常生活用具給付券

<table>
<tr><td colspan="2">給付番号</td><td></td><td>給付決定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者氏名</td><td colspan="2"></td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">日常生活用具の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">日常生活用具業者</td><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">基準額</td><td>見積額</td><td>自己負担額</td><td colspan="2">公費負担額</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td>円</td><td>円</td><td colspan="2" rowspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">月額負担上限額</td><td colspan="2">内）法定自己負担額　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td colspan="2">内）超過額　円</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり決定する。
年　月　日　　熊本市長</td></tr>
<tr><td>納品</td><td>納品日</td><td>年　月　日</td><td>検収者職氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受領</td><td>受領年月日</td><td>年　月　日</td><td>受領者氏名</td><td>本人との関係</td><td></td></tr>
</table>

様式第５号（第６条関係）

発　第　　号
年　月　日

熊 本 市 長

日 常 生 活 用 具 給 付 依 頼 通 知 書

このことについて、次のとおり日常生活用具の給付を貴社に依頼することに決定しましたので通知します。

様式第６号（第６条関係）

却 下 決 定 通 知 書

発　第　　号
年　　月　　日

様

熊本市長

　年　　月　　日に申請された日常生活用具の給付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

１　申請事項

２　却下の理由

様式第７号（第１１条関係）

日常生活用具意見書（暗所視支援眼鏡用）

フ リ ガ ナ 対象者氏名 年　　月　　日生（　　歳）	住 所

1.夜盲又は視野狭窄の原因となった病名（難病等）　※網膜色素変性症など

該当する項目に☑してください
□身体障害者手帳（視覚障害）所持者
□障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める疾病（難病等）

2.現在の症状、日常生活の状況
該当する項目すべてに☑してください
□夜盲症状がある
□中心視野が保たれており、単独歩行が可能な状態である（　□日中、□夜間　）
□白杖を用いて歩行している（　□日中、□夜間　）
□通学や通勤等の際に付き添いが必要である
□移動時に付き添いが必要であるため、就学や就労等の機会が得られにくい
□その他
〔　　〕

3.暗所視支援眼鏡を試用、白杖を用いた訓練の効果
(1) 試用・訓練した医療機関等（　　）
(2) 白杖を用いた訓練の効果
該当する項目すべてに☑してください
□試用前後で、暗所視における明らかな視機能の改善を確認できた
□白杖を併用した歩行ができた
□単独での通学、通勤等が期待できる
□日常生活で使用することで、就学や就労等の社会参加の機会拡大が期待できる
□その他の有用性
〔　　〕

4.暗所視支援眼鏡の有用性
該当するいずれかの項目に☑してください
□行動範囲や社会参加機会等の拡大が期待できる
□有用性は期待できない

上記のとおり意見する
年　　月　　日　医療機関名
所在地
診療担当科名
作成医師氏名　　㊞